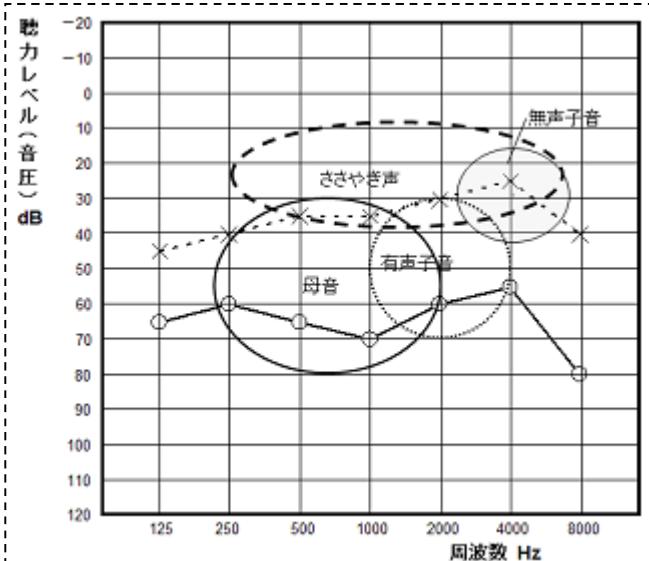


(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
(特非) 全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

【上巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 5		<p>オーディオグラムは 5 dB単位の表示だが、点の位置がずれています。</p> <p>※下記の図を切り取ってお使いください。</p> 	
P. 9	【1】1. (1)	ポケット形補聴器（箱形補聴器）	ポケット型補聴器（箱型補聴器）
P. 9	【1】1. (2)	耳かけ形補聴器	耳かけ型補聴器
P. 9	【1】1. (3)	耳あな形補聴器	耳あな型補聴器
<p>※補聴器の「型」の表記については、さまざまな表記がありました。現在は補聴器工業会や補聴器販売店協会などでも「型」に統一されています。厚労省から「薬事法上の定義を改定する通知」等が出され、その中で「型」が使用されているため、法律に合わせる形で統一が図られているものです。</p>			

P20	【2】 4行目～	社会福祉法では「手話通訳等」と記載されていますが、厚生労働省令の施行規則には「手話通訳等」とは「要約筆記等とする」とあります。	社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、身体障害者福祉法、厚生労働省令などとすると、ここに要約筆記が含まれています。
P. 30	【3】送りがな 5行目	「軽べつ (蔑)」	「混とん (沌)」 ※「軽べつ」で、混ぜ書きの説明がされているが、2011年、「蔑」は常用漢字になっているため。
P. 30	【3】7行目	べつ	とん
P. 31	下から 4行目	少なめ	少なめ ※「め」が接尾語のため
P. 52	【1】6行目	狭雜物	夾雜物
P. 71	【3】1行目	デフレによる	インフレによる
P. 72	欄外 朝日訴訟 4行目	1952年	1957年
P. 90	【2】自立支援給付と地域生活支援事業の枠組み 4行目～	一方、「訓練等給付」はまさに「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、原則として希望者全員に提供されます。この2種類を合わせて「自立支援給付」と呼び、	一方、「訓練等給付」は「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、原則として希望者全員に提供されます。「自立支援医療」「補装具」を含めて「自立支援給付」と呼ばれ、
P. 91	【1】3行目～	第 77 条第 2 項	第 77 条第 1 項第 2 号
P. 94	欄外	1966 年国際人権規約 (A 自由権)	1966 年国際人権規約 (A 社会権)
P. 95	【2】下から 4 行 目	「教育」第 21 条	「教育」第 24 条
P. 95	【3】日本の取り組み 1 行目～	条約の内容と矛盾する国内法の整備が緊急の課題となります。	条約の内容と矛盾しないよう国内法を整備することが緊急の課題となります。

P. 96	関連団体 9つ目	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (略称:全難聴)	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (略称:全難聴)
P. 96	関連団体上から 3つ目	<u>財団法人</u> 全日本ろうあ連盟	一般財団法人全日本ろうあ連盟
P. 97	関連組織	国立身体障害者リハビリテーションセンター	国立障害者リハビリテーションセンター
P. 99		1978年聴覚障害関連 「 <u>立ちあがる難聴者</u> 」	1978年聴覚障害関連 「 <u>立ちあがる難聴者</u> 」
P. 104	奥付	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (全難聴)	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (全難聴)

【下巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 16	I 文章要約における 要約 6 行目	前 <u>章</u>	前 <u>講</u>
P. 35	図 13 下から 2 行目	()	(<u>○</u>)
P. 104	奥付	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (全難聴)	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (全難聴)